

# 令和3年第10回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和3年10月7日(木) 午後1時30分から午後2時5分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長 19番 谷 則男

委 員 1番 北澤 良祐

2番 服部 茂

3番 狩野 雅史

4番 奥村 郁雄

5番 稲田 正文

6番 村田 清美

7番 田村 勝美

8番 阪部 幸弘

9番 西村 修

10番 森澤 明

11番 上田 國和

12番 園田 正夫

13番 中村 安秀

14番 奥 哲郎

15番 新井 泉次

16番 森島 孝司

18番 木村 正樹

20番 堀井 吉夫

4. 欠席委員 (1人) 17番 新井 源吾

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第32号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日 程 第 5 議案 第34号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請  
について

日 程 第 6 議案 第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認  
について (利用権貸借)

日 程 第 7 議案 第36号 相続税納税猶予に関する適格者証明について

日 程 第 8 報告 第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (専決)

日 程 第 9 報告 第22号 農地法第4条第1項の規定による届出について (専決)

日 程 第10 報告 第23号 地目変換届について (専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児

事務局 田畑 徹

事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号17番新井源吾委員から欠席届が提出されています。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中13名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和3年第10回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、6番 村田委員、7番 田村委員よろしくお願ひします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願ひいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し受付番号15番を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号15番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市久世 ● ●●●です。</p> <p>権利の種類は3条の無償移転となります。世帯内移転です。</p>

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。水田の耕作については委託して管理されており、今後は娘に承継して管理されるので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号15番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号16番を事務局から説明いたします。

事務局 受付番号16番について説明します。内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市平川 ●● ●●です。  
権利の種類は3条の有償移転となります。  
当該農地、●● ●●については令和3年6月7日開催定例総会において相続税納税猶予に関する適格者証明を承認いただきましたが、税務署に申請されませんでした。今回、●● ●●さんに所有権移転申請をされます。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。譲受人は地区の中核農家であり、申請地の隣接地を耕作されており一体利用されるので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号16番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積

を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長 日程第4、議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程し、受付番号10番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号10番について説明いたします。  
土地の所在は、城陽市富野 現況地目は田 面積1,044平方メートル 他1筆 計2筆 合計1,239平方メートル  
譲渡人は、城陽市富野 ●● ●●、●● ●●  
譲受人は、城陽市寺田 ●●●● ●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●

自社の建築用資材置場として利用するためです  
別紙理由書では、●●●●●●●●の事業拡大の状況として、八幡市で分譲住宅100軒の販売、宇治市、久御山町、城陽市で200軒近くの分譲地を計画しているとのことです。

場所は市街化調整区域、農業振興地域、農用地ではありません。  
現況は田と畑です。西側は道路、北側、東側は田、畑、南側は現況宅地です。  
表土は碎石仕上げ、雨水排水は自然浸透とし、生活雑排水はありません。  
内川土地改良区からは、別紙意見書と内川土地改良区、●●●●●●●●、●●●●●●●●、●● ●●による覚書が提出され、用水管の保全、所有権移転後の覚書の継承について合意されています。  
隣接農地所有者から同意書が提出されています。

環境課からは  
・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。  
管理課からは  
・市道に関する工事を行う場合は道路法第24条による協議をしてください。  
都市政策課からは  
・隣接所有者とトラブルにならないよう工事計画を説明するようお願いします。  
等の意見が付されています。  
資料1に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について中村委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。事務局の説明どおりであり、内川土地改良区からの意見書、内川土地改良区、●●●●●●●●、●●●●●●●●、●● ●●による覚書、用水管の保全、所有権移転後の覚書も添えており、申請地は2種農地と考えられるので問題ない

と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員 前々回の定例総会にも同一譲受人の案件がありましたが、その際の転用面積では、資材置場が不足しているのですか。

事務局 聞き取り調査において、資料に添付しております理由書のとおり多くの分譲計画があり資材置場が不足して居るとのことです。なお、今後も現在の倍以上の資材置場が必要とのことです。

会 長 他に質疑はありませんか。質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号10番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長 日程第5、議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを上程し、受付番号9番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号9番について説明いたします。  
土地の所在は、城陽市水主 現況地目は畑 面積201平方メートル 他2筆 計  
3筆 合計946平方メートルのうち662平方メートル  
貸付人は 城陽市水主 ●● ●●

借受人は大阪市北区 ●●●●●●●●●●●●●●●● ●●●●●●●● ●● ●

令和元年5月24日付けで許可を受けたものですが、工事着工が遅れたため利用期間を令和4年5月23日までに延長します。

なお、今回は一時転用継続のため、現地確認は開催していません。

資料2に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会の概要について●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。事務局の説明どおりであり、期限の延長であるので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号9番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長 日程第6、議案第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定についてを上程し、受付番号32番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号32番について説明します。  
本案件は令和2年12月1日～令和3年11月30日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
借り手は京田辺市三山木 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●●●の●●さんは昨年1年間梅を耕作され、今後も適正に耕作していくと言われています。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号32番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号 33 番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号 33 番について説明します。  
 利用権設定の新規設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。  
 借り手は、城陽市中 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。梅栽培をされており農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。  
 これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
 (質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
 受付番号 33 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
 (全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号 34 番から 36 番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号 34 番 35 番 36 番について説明します。

3 件とも平成 28 年 12 月 1 日～令和 3 年 11 月 30 日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。  
 借り手は、城陽市奈島 ●●●● ●●●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号34番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号35番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号36番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号37番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号37番について説明します。

利用権設定の新規設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は、城陽市奈島 ●● ●です。

会長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。



受付番号37番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号38番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号38番について説明します。  
利用権設定の新規設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は、城陽市平川 ●●●● ●●●●●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局

法人の新規就農になります。●●●●●●が自社で加工、販売する梅を栽培し、今後耕作面積を増やしていきたいとのことです。

和歌山県みなべ町梅農家の●● ●●から●●●●●●社員 ●● ●●●●が6年間就農した証明書が提出されています。営農計画書、人員表、地元農家団体と協力する確約書、解除条件付き貸借契約書を提出されています。

資料3に位置図等を添付しております。

会 長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号38番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号39番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号39番について説明します。  
利用権設定の新規設定です。貸借です。

内容は議案書のとおりです。

- 借り手は、城陽市奈島 ●● ●●です。
- 会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
- 担当委員 報告いたします。茶を中心に若手として頑張っており、農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号39番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)
- 全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
- 会 長 日程第7、議案第36号 相続税納税猶予に関する適格者証明についてを上程し受付番号5番について事務局から説明いたします。
- 事務局 受付番号5番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
被相続人は、城陽市上津屋 ●● ●  
相続人は、城陽市上津屋 ●● ●●です。  
相続開始年月日は令和2年11月10日です。  
資料4に位置図等を添付しております。
- 会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告を行います。
- 担当委員 報告いたします。農業を継承され農地は適正に管理されているので適格性は問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号5番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

会 長 日程第8、報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号32番から35番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号32番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、大津市大江 ●● ●です。

事務局 続いて受付番号33番を説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

事務局 続いて受付番号34番を説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、京都市西京区 ●● ●●です。

事務局 続いて受付番号35番を説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、兵庫県三田市 ●● ●●●です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。  
ご意見・ご質問はございませんか。  
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。

会 長 日程第9、報告第22号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号7番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号7番について説明いたします。  
土地の所在は、城陽市平川 地目は畑 面積294平方メートル です。  
届出人は 城陽市平川 ●● ●●

場所は市街化区域です。  
親族の住宅建築のためです。  
雨水は前面道路側溝に排水、汚水は前面道路公共下水道に接続します。  
隣接農地所有者から同意書が提出されています。  
環境課からは

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは

- ・申請地南側に在る里道を取り込まないように注意してください。
- ・里道に関する工事を行う場合は里道等管理条例第7条第1項に基づく協議及び工事維持施工承認申請をしてください。
- ・市道に関する工事を行う場合は道路法24条による協議をしてください。

土木課からは

- ・可能な範囲で浸透柵の設置に協力願います。

との意見が付されています。

資料5に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告いたします。

担当委員 報告いたします。当該地は市街化地域で、生産緑地指定でないので問題ないと考えますのでよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。  
ご意見・ご質問はございませんか。  
(意見・質問なし)

受付番号8番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号8番について説明いたします。  
土地の所在は、城陽市奈島 地目は畑 面積465平方メートル 他1筆 計2筆  
合計567平方メートルです。  
届出人は 神奈川県横浜市 ●● ●●です。

場所は市街化区域です。

建築資材置場として使用するためです。

雨水は自然浸透

隣接農地はありません。

以前から駐車場として使用していたため、顛末書が提出されています。

環境課からは

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは

- ・申請地北側に在る水路を取り込まないように注意してください。
- ・水路に関する工事を行う場合は水路等管理条例第7条第1項に基づく協議及び工事維持施工承認申請をしてください。

・市道に関する工事を行う場合は道路法24条による協議をしてください。  
との意見が付されています。  
資料6に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告いたします。

担当委員 報告いたします。当該地は市街化地域で、隣接農地もなく、駐車場として使用していた顛末書も提出されており問題ないと考えますのでよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。  
ご意見・ご質問はございませんか。  
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので日程第9を終了します。

日程第10、報告23号 地目変換届について専決しました。受付番号6番、7番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号6番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
届出人は、城陽市市辺 ●● ●●  
現況のまま、畑として利用します。  
資料7に位置図等を添付しております。

受付番号7番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
届出人は、大津市大江 ●● ●  
畑として利用します。  
資料8に位置図等を添付しております。

会 長 只今、事務局から説明を受けました。  
ご意見・ご質問はございませんか。  
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第10を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第10回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願いし

ます。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員